一般社団法人日本循環器学会 関東甲信越支部 予防委員会内規

(設置)

第1条 関東甲信越支部運営内規第13条に基づき、本支部に一般社団法人日本循環器学会関東甲信越支部予防 委員会(以下、「本委員会」という)を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、循環器疾患等の予防に関する事柄について、協議・検討し、役員会に上申することを目的 とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以って組織する。

(委員)

- 第4条 委員長は役員とし、役員会の議を経て、支部長が委嘱する。
- 2. 委員は、委員長が指名し支部長が委嘱する。
- 3. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員会)

- 第5条 本委員会は委員長が召集し、議長となる。
- 2. 本委員会の審議事項は、役員会に報告し、承認を得なければならない。

(業務)

- 第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。
- 1) すべての国民の循環器疾患等の予防を推進する業務。
- 2) 予防活動を積極的に推進し、その重要性を社会に発信する業務。
- 3) 循環器疾患等の予防研究の実施ならびに支援。
- 4) その他、循環器疾患等の予防に関する必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に役員会に諮らなけれ ばならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期委員会へ引き継がなけれ ばならない。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、令和元年9月28日より施行する。

令和2年9月5日一部改訂